

傍 聴 要 領

三重県建設工事従事者安全健康確保推進会議

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わない場合ときは、退場していただくこととなります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において、飲酒又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。